

令和元年 11月26日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 81号	専決処分について（令和元年度秩父市一般会計補正予算（第5回））…	1
議案第 82号	秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて……………	24
議案第 83号	指定管理者の指定について（秩父市温水プール）……………	25
議案第 84号	指定管理者の指定について（秩父市文化体育センター）……………	26
議案第 85号	指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター）……	27
議案第 86号	指定管理者の指定について（秩父市高篠デイサービスセンター）……	28
議案第 87号	指定管理者の指定について（秩父市上吉田デイサービスセンター）……	29
議案第 88号	指定管理者の指定について（秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス 吉祥苑）……………	30
議案第 89号	指定管理者の指定について（秩父市立養護老人ホーム長寿荘）……………	31
議案第 90号	指定管理者の指定について（秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑）……	32
議案第 91号	指定管理者の指定について（秩父勤労者福祉センター）……………	33
議案第 92号	指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）……………	34
議案第 93号	指定管理者の指定について（秩父ミュージックパークスポーツの森 プール）……………	35
議案第 94号	指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、 秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件 資料館）……………	36
議案第 95号	指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）……………	37
議案第 96号	指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売 センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父市バイシクルモトクロス場）…	38
議案第 97号	指定管理者の指定について（秩父市大滝こまどり荘）……………	39

議案第 98号	指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）	40
議案第 99号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第100号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	42
議案第101号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	58
議案第102号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	59
議案第103号	秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	60
議案第104号	秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例	61
議案第105号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例	62
議案第106号	秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例	68
議案第107号	秩父市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	71
議案第108号	秩父市立幼保連携型認定こども園条例	72
議案第109号	秩父市立病院等の看護師を目指す看護学生に対する奨学金の貸付けに 関する条例	75
議案第110号	秩父市森林環境整備基金条例	79
議案第111号	令和元年度秩父市一般会計補正予算（第6回）	81
議案第112号	令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	90
議案第113号	令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）	94
議案第114号	令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）	97
議案第115号	令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 （第2回）	99
議案第116号	令和元年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）	101
議案第117号	令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）	102

議案第 81 号

専決処分について

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第5回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月21日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第5回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,647,294 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,859,682	4,400	1,864,082
	2 県補助金	516,806	4,400	521,206
19 繰入金		2,049,103	170,000	2,219,103
	1 繰入金	2,049,103	170,000	2,219,103
歳入合計		30,472,894	174,400	30,647,294

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,652,732	500	10,653,232
	5 災害救助費	1,296	500	1,796
4 衛生費		2,602,276	450	2,602,726
	1 保健衛生費	862,373	450	862,823
9 消防費		1,232,108	2,100	1,234,208
	1 消防費	1,232,108	2,100	1,234,208
11 災害復旧費		4	172,308	172,312
	1 農林水産施設災害復旧費	1	66,405	66,406
	2 土木施設災害復旧費	3	105,903	105,906
14 予備費		119,306	958	118,348
	1 予備費	119,306	958	118,348
歳 出 合 計		30,472,894	174,400	30,647,294

余 白

2 歳 入

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,859,682	4,400	1,864,082
	2	県補助金	516,806	4,400	521,206
		4	農林水産業費県補助金	124,600	4,400
19		繰 入 金	2,049,103	170,000	2,219,103
	1	繰 入 金	2,049,103	170,000	2,219,103
		1	基金繰入金	1,924,027	170,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 林業費補助金	4,400	・ 山村生活安全対策事業補助金	4,400
1 基金繰入金	170,000	・ 財政調整基金繰入金	170,000

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 5 災害救助費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3						
	民生費	10,652,732	500	10,653,232		
5	災害救助費	1,296	500	1,796		
1	災害救助費	1,296	500	1,796		

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
500			
500			
500	20 扶 助 費	500	○ 災害援護事業<社会福祉課> 500 20 扶助費 500 火災等見舞金 500

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
4		衛生費	2,602,276	450	2,602,726			
	1	保健衛生費	862,373	450	862,823			
		4 環境衛生費	270,129	450	270,579			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
450			
450			
450	15 工事請負費	450	○ 公衆トイレ維持管理事業<生活衛生課> 450 15 工事請負費 450 半納公衆トイレ解体処分工事 450

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
9		消 防 費	1,232,108	2,100	1,234,208			
	1	消 防 費	1,232,108	2,100	1,234,208			
		4 災害対策費	49,989	2,100	52,089			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,100			
2,100			
2,100	12 役 務 費	2,100	○ 災害・危機対応事業<危機管理課> 12 役務費 手数料
			2,100 2,100 2,100

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11		災害復旧費	4	172,308	172,312	4,400		
	1	農林水産施設災害復旧費	1	66,405	66,406	4,400		
	1	農林水産施設災害復旧費	1	66,405	66,406	4,400	(県) 山村生活安全対策事業費補助金	4,400

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
167,908				
62,005				
62,005				
	13 委 託 料	10,743	○ 森林管理道災害復旧事業<道路維持課>	48,041
	15 工事請負費	55,462	13 委託料	10,000
	19 負担金補助 及び交付金	200	森林管理道災害復旧測量設計業務委託料	10,000
			15 工事請負費	38,041
			森林管理道災害復旧工事	38,041
			○ 山林災害復旧事業<森づくり課>	8,800
			13 委託料	743
			山林災害復旧測量設計業務委託料	743
			15 工事請負費	8,057
			山林災害復旧工事	8,057
			○ 農業用施設災害復旧事業<農政課>	9,564
			15 工事請負費	9,364
			農業用施設災害復旧工事	9,364
			19 負担金補助及び交付金	200
			農業用施設災害復旧事業費補助金	200

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
	2	土木施設災害復旧費	3	105,903	105,906			
	1	土木施設災害復旧費	3	105,903	105,906			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
105,903			
105,903			
	11 需用費	798	○ 道路橋りょう災害復旧事業<道路維持課> 99,705
	13 委託料	54,000	13 委託料 54,000
	15 工事請負費	51,105	道路橋りょう災害復旧測量設計業務委託料 54,000
			15 工事請負費 45,705
			道路橋りょう災害復旧工事 45,705
			○ 河川災害復旧事業<道路維持課> 5,400
			15 工事請負費 5,400
			河川災害復旧工事 5,400
			○ 住宅災害復旧事業<建築住宅課> 798
			11 需用費 798
			修繕料 798

(款) 14 予備費
(項) 1 予備費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
14		予備費	119,306	△958	118,348			
	1	予備費	119,306	△958	118,348			
		1 予備費	119,306	△958	118,348			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
△958			
△958			
△958			

議案第 82 号

秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて

秩父市辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市辺地に係る総合整備計画の期間が満了したことから新たに計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）を策定し、辺地とその他の地域との間における格差是正を図りたいため。

議案第83号

指定管理者の指定について（秩父市温水プール）

秩父市温水プールの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市大野原2991番地
 - (2) 名称 秩父市温水プール
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市大野原2991番地
 - (2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社
 - (3) 代表者 理事長 久喜 邦康
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 84 号

指定管理者の指定について（秩父市文化体育センター）

秩父市文化体育センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市大野原 1 4 7 0 番地
- (2) 名 称 秩父市文化体育センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市大野原 2 9 9 1 番地
- (2) 名 称 一般財団法人 秩父市地域振興公社
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 85 号

指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター）

秩父市影森デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上影森 759 番地 2
- (2) 名 称 秩父市影森デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市荒川贅川 1088 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人 秩父正峰会
- (3) 代表者 理事長 吉田 廣文

3 指定する期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父正峰会を指定管理者に指定したいため。

議案第 86 号

指定管理者の指定について（秩父市高篠デイサービスセンター）

秩父市高篠デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市栃谷 369 番地 1
- (2) 名 称 秩父市高篠デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田 1977 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第 87 号

指定管理者の指定について（秩父市上吉田デイサービスセンター）

秩父市上吉田デイサービスセンターについて、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上吉田 3 3 5 2 番地 1
- (2) 名 称 秩父市上吉田デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田 1 9 7 7 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第 88 号

指定管理者の指定について（秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑）
秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市上吉田 3352 番地 1

(2) 名 称 秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市蒔田 1977 番地

(2) 名 称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第 89 号

指定管理者の指定について（秩父市立養護老人ホーム長寿荘）

秩父市立養護老人ホーム長寿荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市蒔田 1977 番地
 - (2) 名 称 秩父市立養護老人ホーム長寿荘
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市蒔田 1977 番地
 - (2) 名 称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 久喜 邦康
- 3 指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第90号

指定管理者の指定について（秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑）

秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
 - (2) 名称 秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
 - (2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 久喜 邦康
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第91号

指定管理者の指定について（秩父勤労者福祉センター）

秩父勤労者福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上宮地町27番5号
- (2) 名称 秩父勤労者福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市大野原2991番地
- (2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したため。

議案第92号

指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）

ちちぶ銘仙館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市熊木町28番1号
 - (2) 名称 ちちぶ銘仙館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市熊木町28番1号
 - (2) 名称 秩父銘仙協同組合
 - (3) 代表者 理事長 野澤 功一
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化、利用者へのサービス向上及び伝統的技術の継承を目的とし、秩父織物、銘仙等の専門的知識を有し、かつ施設開設以来の管理実績のある秩父銘仙協同組合を指定管理者に指定したいため。

議案第93号

指定管理者の指定について（秩父ミュージックパークスポーツの森プール）

秩父ミュージックパークスポーツの森プールの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父郡小鹿野町長留1154番地
- (2) 名称 秩父ミュージックパークスポーツの森プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 所沢市北秋津127番地11
- (2) 名称 オーディーエー株式会社埼玉支店
- (3) 代表者 支店長 里口 秀俊

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、オーディーエー株式会社埼玉支店を指定管理者に指定したいため。

議案第94号

指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館）
秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市吉田龍勢会館	秩父市吉田久長32番地
秩父市吉田元気村	秩父市上吉田4942番地1
秩父市吉田山逢の里	秩父市上吉田1211番地
秩父市城峯山ふれあいの森	秩父市吉田石間4712番地1
秩父市立秩父事件資料館	秩父市吉田久長22番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町8番15号
(2) 名称 株式会社 ちちぶ観光機構
(3) 代表者 代表取締役 新井 秀弘

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

吉田地域の5施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、株式会社 ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第95号

指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）

秩父市みどりの村関連施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市上吉田2070番地
 - (2) 名称 秩父市みどりの村関連施設
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市下吉田3272番地1
 - (2) 名称 特定非営利活動法人 やまなみ
 - (3) 代表者 理事長 強矢 好光
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設管理運営の良好な実績を踏まえ、関連施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、特定非営利活動法人 やまなみを指定管理者に指定したいため。

議案第96号

指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父市バイシクルモトクロス場）

秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館及び秩父市バイシクルモトクロス場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

（1）名称及び所在地

秩父市大滝郷路館 秩父市大滝4277番地8

秩父市大滝特産品販売センター 秩父市大滝4277番地8

秩父市大滝温泉遊湯館 秩父市大滝4277番地2

秩父市バイシクルモトクロス場 秩父市大滝2900番地2

2 指定管理者に指定する団体

（1）所在地 秩父市熊木町8番15号

（2）名称 株式会社 ちちぶ観光機構

（3）代表者 代表取締役 新井 秀弘

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

大滝地域の4施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、株式会社 ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第97号

指定管理者の指定について（秩父市大滝こまどり荘）

秩父市大滝こまどり荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市中津川447番地
- (2) 名称 秩父市大滝こまどり荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市中津川447番地
- (2) 名称 株式会社 ヒーリングスペース
- (3) 代表者 代表取締役 佐藤 健

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、株式会社 ヒーリングスペースを指定管理者に指定したいため。

議案第98号

指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）

秩父市立浦山歴史民俗資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市荒川久那3805番地7
- (2) 名称 秩父市立浦山歴史民俗資料館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町8番15号
- (2) 名称 株式会社 ちちぶ観光機構
- (3) 代表者 代表取締役 新井 秀弘

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、株式会社 ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第99号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条中「医師が必要と認めて往診」を「大滝国民健康保険診療所に勤務する医師が往診業務又は訪問診療業務に従事」に改める。

別表第12号中「往診業務」を「大滝国民健康保険診療所において往診業務又は訪問診療業務」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）にいう社会保険診療報酬点数表（乙）及び歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）」を「厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法」に改め、「往診料」の次に「又は在宅患者訪問診療料」を加え、同表第14号中「6,200円」を「7,500円」に、「3,300円」を「4,000円」に、「2,900円」を「3,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第14号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

夜間医療に従事する看護師等の処遇改善を図るとともに、文言整理等、所要の改正を行いたいため。

議案第100号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の4第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条の6第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の92.5」を「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改める。

第17条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

別表第4備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の6第2項第1号（「100分の92.5」を

「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改める部分に限る。）、別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の条例第9条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例第9条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の条例第9条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の条例第9条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和元年11月26日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行うとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	188,500	224,700	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	190,300	226,600	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	192,100	228,300	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	193,900	229,900	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	195,500	231,500	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	197,300	233,100	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	199,100	234,600	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	200,900	236,200	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	202,400	237,600	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	204,200	239,300	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	206,000	240,800	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	207,800	242,400	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	209,400	243,500	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	211,200	245,000	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	213,000	246,600	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	214,800	247,900	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	216,200	249,400	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	218,000	250,800	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	219,700	252,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	221,500	253,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	223,200	255,000	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	224,900	256,500	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	226,500	258,200	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	228,100	260,000	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	229,500	261,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	231,200	263,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	232,800	264,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	234,400	266,500	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	235,400	268,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	236,900	270,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	238,300	271,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	239,500	273,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	240,700	275,300	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	241,900	277,000	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	242,900	278,800	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	244,100	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	245,400	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	246,400	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	247,600	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	248,900	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	249,800	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	251,100	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	252,300	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	253,600	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	255,000	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	256,400	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	257,600	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	258,800	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	260,000	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	261,200	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	262,500	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	263,600	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	264,700	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	265,800	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	267,100	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	268,400	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	269,400	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	270,500	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	271,800	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	273,100	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	274,000	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	275,000	321,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	275,900	322,900	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	277,000	324,100	366,600	382,900	404,700		
再任用職員以外の職員	65	230,100	278,100	324,800	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	279,100	325,700	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	280,000	326,500	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	281,000	327,300	369,000	385,100	405,900		

69	233,400	281,500	328,200	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	282,400	328,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	283,100	329,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	284,000	330,100	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	285,000	330,900	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	285,800	331,600	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	286,600	332,300	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	287,400	333,000	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	288,200	333,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	288,700	334,100	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	289,100	334,600	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	289,600	335,200	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	289,800	335,500	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	290,100	336,000	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	290,300	336,400	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	290,700	336,900	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	290,900	337,300	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	291,100	337,800	378,200	391,300			
87	244,900	291,500	338,300	378,600	391,600			
88	245,600	291,800	338,800	379,000	391,800			
89	246,100	292,100	339,100	379,400	392,000			
90	246,600	292,400	339,500	379,900	392,300			
91	246,900	292,700	340,000	380,300	392,600			
92	247,300	293,100	340,400	380,700	392,800			
93	247,600	293,400	340,700	381,000	393,000			
94		293,800	341,100					
95		294,100	341,600					
96		294,500	342,000					
97		294,700	342,200					
98		294,900	342,600					
99		295,200	343,100					
100		295,600	343,500					
101		295,800	343,700					
102		296,100	344,100					
103		296,500	344,500					
104		296,900	344,800					
105		297,100	345,100					
106		297,400	345,500					
107		297,800	345,900					
108		298,100	346,300					
109		298,300	346,800					
110		298,600	347,200					
111		299,000	347,600					
112		299,300	348,000					
113		299,500	348,500					
114		299,900	348,900					
115		300,300	349,200					
116		300,600	349,500					
117		300,800	350,000					
118		301,000						
119		301,300						
120		301,700						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,100						
126		303,300						
127		303,600						
128		303,900						
129		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	283,000	444,100	566,500
	2	285,900	446,400	569,600
	3	288,800	448,700	572,700
	4	291,700	451,000	575,800
	5	294,600	453,300	578,700
	6	297,500	455,600	581,100
	7	300,400	457,900	583,500
	8	303,300	460,200	585,900
	9	306,200	462,500	588,100
	10	309,100	464,800	589,600
	11	312,000	467,100	591,100
	12	314,900	469,400	592,600
	13	317,800	471,700	594,100
	14	320,700	474,000	595,200
	15	323,600	476,200	596,300
	16	326,500	478,500	597,200
	17	329,400	480,700	598,400
	18	332,300	482,900	599,400
	19	335,200	485,100	600,400
	20	338,100	487,300	601,400
	21	341,000	489,300	602,400
	22	343,900	491,400	603,400
	23	346,800	493,500	604,400
	24	349,700	495,600	605,400
	25	352,600	497,700	606,400
	26	355,500	499,800	607,400
	27	358,400	501,900	608,400
	28	361,300	504,000	609,400
	29	364,200	506,100	610,400
	30	367,100	508,100	611,400
	31	370,000	510,100	612,400
	32	372,900	512,100	613,400
	33	375,800	513,900	614,400
	34	378,700	515,700	615,400
	35	381,600	517,600	616,400
	36	384,500	519,500	617,400
	37	387,400	521,200	618,400
	38	390,300	523,000	619,400
	39	393,200	524,800	620,400
	40	396,100	526,600	621,400

41	399,000	528,200	622,400
42	401,900	530,000	623,400
43	404,500	531,800	624,400
44	407,200	533,600	625,400
45	409,800	535,200	626,400
46	412,200	537,000	627,400
47	414,900	538,700	628,400
48	417,300	540,500	629,400
49	419,500	542,100	630,400
50	422,200	543,700	631,400
51	424,800	545,100	632,400
52	427,500	546,700	633,400
53	429,900	548,200	634,400
54	432,400	549,600	635,400
55	434,800	551,000	636,400
56	437,300	552,300	637,400
57	439,300	553,500	638,400
58	441,700	554,500	639,400
59	444,000	555,500	640,400
60	446,400	556,500	641,400
61	447,900	557,500	642,400
62	450,300	558,400	643,400
63	452,600	559,300	644,400
64	454,900	560,200	645,400
65	456,900	561,000	646,400
66	459,200	561,900	647,400
67	461,400	562,800	648,400
68	463,700	563,700	649,400
69	465,800	564,600	650,400
70	468,100	565,500	651,400
71	470,400	566,400	652,400
72	472,600	567,100	653,400
73	474,600	568,000	654,400
74	476,700	568,900	655,400
75	478,800	569,800	656,400
76	480,900	570,700	657,400
77	483,000	571,600	658,400
78	484,800	572,500	659,400
79	486,600	573,400	660,400
80	488,400	574,300	661,400
81	490,100	575,200	662,400
82	491,900	576,100	663,400
83	493,700	577,000	664,400
84	495,500	577,900	665,400
85	497,100	578,800	666,400
86	498,800	579,700	667,400
87	500,600	580,600	668,400
88	502,400	581,500	669,400

	89	504,000	582,400	670,400
	90	505,300	583,300	671,400
	91	506,600	584,200	672,400
	92	507,900	585,100	673,400
	93	508,900	586,000	674,400
	94	510,200	586,900	675,400
	95	511,500	587,800	676,400
	96	512,800	588,700	677,400
	97	513,800	589,600	678,400
	98	514,600	590,500	679,400
	99	515,400	591,400	680,400
	100	516,200	592,300	681,400
	101	517,100	593,200	682,400
	102	517,900	594,100	683,400
	103	518,800	595,000	684,400
	104	519,600	595,900	685,400
	105	520,500	596,800	686,400
	106	521,400	597,700	687,400
	107	522,100	598,600	688,400
	108	523,000	599,500	689,400
	109	523,900	600,400	690,400
	110	524,700	601,300	691,400
	111	525,600	602,200	692,400
	112	526,500	603,100	693,400
	113	527,300	604,000	694,400
	114	528,200	604,900	695,400
	115	529,100	605,800	696,400
	116	529,800	606,700	697,400
	117	530,600	607,600	698,400
	118	531,500	608,500	699,400
	119	532,400	609,400	700,400
	120	533,300	610,300	701,400
	121	534,100	611,200	702,400
	122	535,000	612,100	703,400
	123	535,900	613,000	704,400
	124	536,800	613,900	705,400
	125	537,600	614,800	706,400
	126	538,500	615,700	707,400
	127	539,400	616,600	708,400
	128	540,300	617,500	709,400
	129	541,100	618,400	710,400
	130		619,300	
	131		620,200	
	132		621,100	
	133		622,000	
	134		622,900	
	135		623,800	

再任
用職
員以
外の
職員

136	624,700
137	625,600
138	626,500
139	627,400
140	628,300
141	629,200
142	630,100
143	631,000
144	631,900
145	632,800
146	633,700
147	634,600
148	635,500
149	636,400
150	637,300
151	638,200
152	639,100
153	640,000
154	640,900
155	641,800
156	642,700
157	643,600
158	644,500
159	645,400
160	646,300
161	647,200
162	648,100
163	649,000
164	649,900
165	650,800
166	651,700
167	652,600
168	653,500
169	654,400
170	655,300
171	656,200
172	657,100
173	658,000
174	658,900
175	659,800
176	660,700
177	661,600
178	662,500
179	663,400
180	664,300
181	665,200
182	666,100

183			667,000	
184			667,900	
185			668,800	
186			669,700	
187			670,600	
188			671,500	
189			672,400	
190			673,300	
191			674,200	
192			675,100	
193			676,000	
194			676,900	
195			677,800	
196			678,700	
197			679,600	
198			680,500	
199			681,400	
200			682,300	
201			683,200	
202			684,100	
203			685,000	
204			685,900	
205			686,800	
206			687,700	
207			688,600	
208			689,500	
209			690,400	
210			691,300	
211			692,200	
212			693,100	
213			694,000	
214			694,900	
215			695,800	
216			696,700	
217			697,600	
再任用職員		393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,900	198,000	249,600	281,000	327,000
	2	164,500	199,600	250,800	282,900	329,000
	3	166,100	201,200	252,000	285,000	331,200
	4	167,700	202,800	253,400	287,000	333,400
	5	169,300	204,400	254,600	289,100	335,200
	6	170,900	206,000	255,800	291,200	337,400
	7	172,500	207,600	257,000	293,100	339,400
	8	174,100	209,200	258,000	295,100	341,600
	9	175,700	210,800	259,300	297,100	343,400
	10	177,300	212,400	260,100	299,100	345,500
	11	178,900	214,000	261,100	301,100	347,600
	12	180,500	215,600	262,100	303,100	349,700
	13	182,100	217,200	263,400	305,100	351,200
	14	183,700	218,800	264,600	307,000	353,200
	15	185,300	220,400	266,200	309,100	355,100
	16	186,900	222,000	267,600	311,100	357,100
	17	188,400	223,600	269,100	313,100	358,900
	18	190,000	225,200	270,800	315,100	360,900
	19	191,600	226,800	272,500	317,200	362,900
	20	193,200	228,400	274,200	319,300	364,900
	21	194,700	229,800	276,000	321,100	366,700
	22	196,200	231,400	277,700	323,100	368,700
	23	197,800	232,900	279,400	324,900	370,800
	24	199,300	234,500	281,000	326,900	372,900
	25	200,900	235,600	282,800	328,600	374,300
	26	202,600	237,100	284,500	330,500	376,100
	27	204,200	238,500	286,300	332,500	377,900
	28	205,900	239,700	287,900	334,500	379,600
	29	207,300	241,300	289,600	335,800	381,400
	30	208,900	242,700	291,400	337,600	382,900
	31	210,500	243,900	293,200	339,300	384,500
	32	212,100	245,300	295,100	341,100	386,200
	33	213,500	246,100	296,800	342,800	387,500
	34	215,100	247,300	298,500	344,600	388,800
	35	216,800	248,500	300,300	346,500	390,100
	36	218,500	249,600	302,100	348,300	391,300
	37	219,800	251,000	303,400	350,100	392,400
	38	221,300	251,900	305,100	351,800	393,600
	39	222,700	252,900	306,600	353,400	394,700
	40	224,200	254,000	308,200	355,100	395,800
	41	225,600	255,200	309,900	356,300	396,600
	42	227,000	256,400	311,600	357,400	397,400
	43	228,300	257,800	313,200	358,600	398,200
	44	229,600	259,300	314,900	359,800	399,000
	45	230,900	260,700	315,800	361,000	399,400
	46	232,300	262,300	317,200	361,800	400,000
	47	233,800	263,900	318,700	363,000	400,500
	48	235,200	265,400	320,300	364,100	400,900

	49	236,200	266,800	321,700	365,100	401,300
	50	237,500	268,500	323,000	366,100	401,600
	51	238,500	270,100	324,200	367,100	401,900
	52	239,700	271,700	325,500	368,100	402,200
	53	241,000	273,200	326,600	368,900	402,500
	54	242,300	274,700	327,600	369,700	402,800
	55	243,400	276,300	328,700	370,600	403,100
	56	244,700	277,700	329,700	371,500	403,400
	57	246,000	279,200	330,200	372,000	403,700
	58	247,000	280,800	331,100	372,800	404,000
	59	248,200	282,500	331,900	373,600	404,300
	60	249,300	284,200	332,800	374,400	404,700
	61	250,400	285,700	333,600	374,800	404,900
	62	251,700	287,400	333,900	375,500	405,200
再任用職員以外の職員	63	253,000	289,100	334,500	376,200	405,500
	64	254,200	290,700	335,200	376,900	405,800
	65	255,800	291,900	335,800	377,300	406,000
	66	257,200	293,500	336,500	377,900	
	67	258,400	294,800	337,200	378,600	
	68	259,600	296,400	337,900	379,200	
	69	260,700	297,700	338,600	379,600	
	70	262,000	299,200	339,100	380,100	
	71	263,300	300,600	339,700	380,600	
	72	264,400	302,100	340,300	381,100	
	73	265,200	303,100	340,600	381,700	
	74	266,500	304,300	341,200	382,200	
	75	267,800	305,500	341,700	382,800	
	76	269,100	306,900	342,300	383,400	
	77	270,000	308,200	342,800	383,900	
	78	271,200	309,400	343,300	384,400	
	79	272,500	310,700	343,800	384,900	
	80	273,800	311,900	344,200	385,400	
	81	274,600	313,300	344,500	385,700	
	82	275,700	314,100	344,800	386,200	
	83	276,600	314,900	345,200	386,600	
	84	277,700	315,700	345,500	387,000	
	85	278,700	316,300	346,000	387,400	
	86	279,700	317,000	346,300		
	87	280,800	317,700	346,600		
	88	281,900	318,300	346,900		
	89	282,500	319,000	347,300		
	90	283,200	319,200	347,600		
	91	283,700	319,800	348,000		
	92	284,500	320,400	348,300		
	93	285,300	321,000	348,700		
	94	285,900	321,500	349,000		
	95	286,500	322,000	349,300		
	96	287,100	322,500	349,600		
	97	287,800	323,100	349,900		
	98	288,300	323,600	350,300		
	99	288,700	324,000	350,700		
	100	289,100	324,500	351,100		
	101	289,300	325,000	351,600		
	102	289,500	325,400	352,000		

	103	289,700	325,600	352,400		
	104	289,900	326,000	352,800		
	105	290,300	326,400	353,300		
	106	290,500	326,800			
	107	290,700	327,200			
	108	290,900	327,600			
	109	291,300	327,900			
	110	291,500	328,100			
	111	291,700	328,500			
	112	292,000	328,800			
	113	292,400	329,000			
	114	292,700	329,300			
	115	292,900	329,600			
	116	293,200	329,900			
	117	293,500	330,100			
	118	293,700	330,400			
	119	293,900	330,800			
	120	294,200	331,000			
	121	294,500	331,200			
	122		331,400			
	123		331,800			
	124		332,000			
	125		332,200			
	126		332,600			
	127		333,000			
	128		333,400			
	129		333,600			
再任用職員		215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	197,000	258,700	279,500	330,100
	2	169,300	198,800	259,700	281,400	332,200
	3	171,400	200,600	260,700	283,300	334,200
	4	173,500	202,400	261,700	285,200	336,400
	5	175,600	204,200	262,700	287,100	338,400
	6	177,700	206,000	263,700	288,800	340,500
	7	179,800	207,800	264,600	290,400	342,600
	8	181,900	209,600	265,700	292,200	344,700
	9	184,000	211,400	266,200	293,900	346,200
	10	186,100	213,200	267,200	295,700	348,200
	11	188,200	215,000	268,000	297,400	350,100
	12	190,300	216,800	268,900	299,100	352,100
	13	192,400	218,600	270,000	301,000	354,000
	14	194,500	220,400	270,700	302,700	356,100
	15	196,600	222,200	271,800	304,400	358,200
	16	198,600	224,000	273,000	306,100	360,200
	17	200,700	225,800	274,300	307,600	362,200
	18	203,000	227,600	275,400	309,200	364,200
	19	205,300	229,400	276,600	311,000	366,300
	20	207,500	231,200	278,000	312,800	368,400
	21	209,800	233,000	279,300	314,500	370,100
	22	211,200	234,800	280,600	316,100	372,200
	23	212,600	236,600	281,600	317,800	374,300
	24	213,800	238,400	282,800	319,500	376,300
	25	215,200	240,200	284,400	320,900	378,300
	26	216,600	242,000	286,000	322,400	379,900
	27	218,100	243,800	287,300	323,900	381,800
	28	219,300	245,600	288,600	325,400	383,700
	29	220,700	247,000	289,900	326,800	385,500
	30	222,200	248,300	291,500	328,200	387,200
	31	223,700	249,400	293,200	329,700	389,100
	32	225,200	250,700	294,700	331,300	390,900
	33	226,300	251,700	296,000	332,400	392,600
	34	228,000	252,700	297,600	333,900	394,300
	35	229,700	253,600	299,200	335,300	396,100
	36	231,400	254,500	300,900	336,800	397,800
	37	232,700	255,700	302,300	338,400	399,400
	38	234,400	256,800	303,800	339,900	401,100
	39	236,100	257,600	305,400	341,500	402,900
	40	237,800	258,600	307,000	343,000	404,700
	41	239,400	259,100	308,300	344,700	406,200
	42	240,800	260,000	309,700	346,300	407,700
	43	242,100	261,000	311,100	347,800	409,200

	44	243,200	261,800	312,700	349,400	410,500
	45	244,400	262,700	314,200	350,600	411,600
	46	245,500	263,600	315,600	352,100	412,700
	47	246,400	264,500	317,000	353,600	413,800
	48	247,500	265,500	318,500	355,000	415,000
	49	248,400	266,700	319,300	356,600	416,300
	50	249,500	267,600	320,700	357,600	417,400
	51	250,400	268,800	322,100	359,100	418,600
	52	251,500	270,000	323,600	360,400	419,700
	53	251,900	271,200	324,700	361,800	420,900
	54	252,800	272,600	326,100	363,200	421,900
	55	253,700	274,100	327,400	364,500	423,000
	56	254,400	275,400	328,700	365,900	424,100
	57	255,200	277,000	330,100	367,400	425,200
	58	256,100	278,400	331,500	368,600	425,700
	59	257,000	279,600	332,900	369,700	426,300
	60	258,000	280,800	334,200	370,900	426,700
	61	259,000	282,400	335,100	372,000	427,300
	62	260,000	283,600	336,400	372,900	427,800
	63	261,200	285,000	337,600	373,900	428,200
	64	262,400	286,200	338,900	374,900	428,700
	65	263,500	287,500	340,000	375,500	429,300
	66	264,900	289,000	340,900	376,300	429,700
	67	266,200	290,500	342,100	377,100	430,000
	68	267,500	292,100	343,400	377,900	430,300
	69	269,000	293,400	344,500	378,600	430,700
	70	270,500	294,800	345,700	379,300	
	71	271,900	296,300	346,900	380,100	
	72	273,300	297,800	348,000	380,800	
	73	274,700	298,900	349,000	381,400	
	74	276,000	300,200	350,000	382,000	
	75	277,400	301,400	351,100	382,700	
	76	278,500	302,800	352,200	383,300	
	77	279,900	304,200	353,000	384,000	
	78	281,400	305,500	354,100	384,500	
	79	282,900	306,900	355,200	385,100	
	80	284,400	308,300	356,300	385,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	285,500	309,100	357,000	386,000	
	82	287,000	310,300	357,800	386,600	
	83	288,500	311,500	358,600	387,100	
	84	289,900	312,900	359,300	387,400	
	85	290,900	314,000	359,900	387,700	
	86	292,300	315,300	360,400	388,200	
	87	293,500	316,600	361,000	388,600	
	88	294,800	317,800	361,500	388,900	
	89	296,200	319,100	362,100	389,200	
	90	297,500	320,400	362,600	389,700	

91	298,700	321,700	363,200	390,200
92	300,000	323,000	363,700	390,600
93	300,500	323,700	364,100	390,900
94	301,700	324,800	364,500	391,300
95	302,800	325,900	365,100	391,800
96	304,000	326,800	365,600	392,200
97	305,100	328,100	365,900	392,600
98	306,300	328,800	366,400	
99	307,500	329,900	366,800	
100	308,600	331,100	367,100	
101	309,900	332,200	367,700	
102	311,100	333,400	368,200	
103	312,300	334,500	368,700	
104	313,500	335,700	369,200	
105	314,300	336,800	369,800	
106	315,000	337,900	370,300	
107	315,700	338,900	370,800	
108	316,300	340,000	371,200	
109	317,000	340,900	371,800	
110	317,300	341,900	372,300	
111	317,900	342,800	372,800	
112	318,600	343,800	373,300	
113	319,000	344,800	373,900	
114	319,600	345,600	374,300	
115	320,200	346,400	374,800	
116	320,800	347,200	375,300	
117	321,200	347,800	375,900	
118	321,700	348,400		
119	322,200	349,100		
120	322,700	349,700		
121	323,100	350,100		
122	323,500	350,500		
123	323,800	351,000		
124	324,100	351,400		
125	324,500	351,900		
126	324,900	352,300		
127	325,300	352,800		
128	325,600	353,200		
129	325,800	353,500		
130	326,100	354,000		
131	326,500	354,400		
132	326,700	354,700		
133	326,900	355,200		
134	327,200	355,700		
135	327,500	356,200		
136	327,800	356,700		
137	328,000	357,200		

138	328,300	357,700			
139	328,700	358,200			
140	328,900	358,600			
141	329,100	359,000			
142	329,300	359,400			
143	329,700	359,900			
144	329,900	360,400			
145	330,200	360,800			
146	330,600	361,300			
147	331,000	361,800			
148	331,400	362,300			
149	331,700	362,600			
150	332,100				
151	332,500				
152	332,900				
153	333,200				
154	333,600				
155	333,900				
156	334,300				
157	334,600				
158	335,000				
159	335,400				
160	335,800				
161	336,100				
162	336,500				
163	336,900				
164	337,300				
165	337,600				
再任用職員	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第101号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第102号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第103号

秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年秩父市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正等に伴い、災害弔慰金の償還等について所要の改正を行いたいため。

議案第104号

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年秩父市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 100人」を「1, 050人」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条各号（第3号を除く。）」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

人口減少による消防団員の定員の見直し、また地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第105号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秩父市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年秩父市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年秩父市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(同号に掲げる職員として任用される法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。))については、報酬(秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年秩父市条例第 号)に規定する時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。))」を加える。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市職員の育児休業等に関する条例(平成17年秩父市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満

了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該

子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「公務員法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条の表第16条の7第1項の項を削る。

第20条中「育児短時間勤務職員等」を「次に掲げる職員等」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61

条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第22条中「給与条例第12条」の次に「及び秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年秩父市条例第 号。以下「報酬条例」という。）第7条」を、「給与条例第15条」の次に「及び報酬条例第2条」を、「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、「給与を」を「給与又は報酬を」に改める。

（秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年秩父市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「年額にあつては16万6,000円以内、月額にあつては16万6,000円以内、日額にあつては1万1,600円以内において」を削り、同項ただし書を削る。

別表第2中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げる。

（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の7の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

（秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第8条 秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年秩父市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第6条 技能労務職員で法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例で定める技能労務職員との権衡を考慮し、別に規則で定める。

(秩父市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 秩父市職員等の旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第203条第3項」を「第203条第4項及び第203条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に適用する規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第106号

秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

- 2 報酬の額は、時間額で定めるものとする。
- 3 報酬の額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師にあつては、当該月額に秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項第1号に掲げる額を加えた額）に1.2を乗じて得た額を、38.75に5.2を乗じて得たものから、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に7.75を乗じて得たものを減じて得た時間で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則に定めるところにより決定する。
- 4 報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。
- 6 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。
- 7 期末手当の額は、規則で定める。

(報酬の基本額の特例)

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第3項の規定にかかわ

らず、規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第5条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第2条第4項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

5 期末手当の額は、規則で定める。

(報酬等の減額)

第7条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、前6条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただし、第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当の支給については、その者の勤務実績に応じて規則で定める日に支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

職種	月額
1 医師	給与条例別表第2ア医療職給料表（1）に定める1級における最高の号給の給料月額
2 薬剤師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第2イ医療職給料表（2）に定める1級における最高の号給の給料月額
3 保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第2ウ医療職給料表（3）に定める1級における最高の号給の給料月額
4 前各号に掲げる職以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等について、必要事項を規定したいため。

議案第107号

秩父市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

秩父市ふれあいセンター条例（平成17年秩父市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「次のとおり」を「午前9時から午後9時まで」に改め、同項の表を削る。

第9条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

浴室を廃止し、文言整理等、所要の改正を行いたいため。

議案第108号

秩父市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づき、秩父市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父市立吉田こども園	秩父市下吉田3912番地3

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条の規定により行う教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業
- (3) 延長保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。）
- (4) 預かり保育（支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（市内に住所を有する者に限る。）
- (2) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (3) 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める児童

(入園の承認)

第5条 認定こども園に入園しようとする者の保護者は、市長の承認を受けなければならない。

(保育料の納付)

第6条 認定こども園に入園する児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項に規定による措置に係る児童を除く。以下「入園児童」という。）の保護者は、秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）第3条に規定する利用者負担額を保育料として納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、延長保育又は預かり保育を利用した入園児童の保護者は、別表に定める額の延長保育料又は預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）を納付しなければならない。

3 第1項の保育料及び前項の延長保育料等（以下「保育料等」という。）は、指定された納期限までに納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

（保育料等の還付）

第8条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 秩父市立吉田こども園の入園に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、現に秩父市立吉田幼稚園に在園している幼児及び秩父市立吉田保育所に在籍している児童（施行日において、小学校就学前のものに限る。）は、施行日において秩父市立吉田こども園に入園したものとみなす。

（秩父市立幼稚園条例の一部改正）

4 秩父市立幼稚園条例（平成17年秩父市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立吉田幼稚園の項を削る。

(秩父市立保育所条例の一部改正)

- 5 秩父市立保育所条例（平成17年秩父市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立吉田保育所の項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

別表（第6条関係）

区分	延長保育料等の額
延長保育	延長保育の時間30分につき月額1,000円
預かり保育	1日につき日額250円。ただし、1月当たり3,000円を限度とする。

令和元年11月26日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

幼保連携型認定こども園「秩父市立吉田こども園」の設置及び入園資格等を規定したいため。

議案第109号

秩父市立病院等の看護師を目指す看護学生に対する奨学金の貸付けに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の看護師養成施設に在学する者で、将来、秩父市立病院及び秩父市大滝国民健康保険診療所（以下「市立病院等」という。）の看護師として業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内において修学に必要な資金を貸し付けることにより、市立病院等における看護師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 看護師養成施設 市内に存する秩父看護専門学校その他の法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校及び看護師養成所をいう。
- (3) 奨学金 この条例に定める貸付金をいう。

(貸付対象者)

第3条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、看護師養成施設に在学する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を取得した後、直ちに常勤の職員として市立病院等において看護師業務に従事する意思が確実であると認められる者
- (2) 市立病院等において看護師業務に従事開始後、市内に住所を有する意思が確実であると認められる者
- (3) 身体が健康であり、品行方正であって、かつ、学業成績が良好である者
- (4) 市税等を滞納していない者
- (5) 他の医療機関に勤務することを条件として貸与される同種の貸付金の貸付けを受けていない者

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、月額5万円以内で市長が定める額とする。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は、半期ごとに6月分を一括して交付する。ただし、市長が特に必

要があると認めたときは、この限りでない。

(貸付けの申請)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、次の各号のいずれにも該当する2人の連帯保証人を定めなければならない。

(1) 市税等を滞納していない者

(2) 債務を保証することができる能力があると認められる者

2 前項の連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12条第2項に規定する延滞利息を含むものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付契約の締結)

第9条 前条の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者は、市長と貸付契約を締結しなければならない。

(貸付期間)

第10条 奨学金の貸付期間は、第8条の規定による貸付決定の通知において定められる月から、看護師養成施設を卒業する日の属する月までとする。ただし、入学から起算して3年間（次条第1項第1号及び第2号の規定により奨学金の貸付けを休止するときは、当該休止の期間を除く。）を超えることができない。

(貸付けの休止及び停止)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

(1) 看護師養成施設の課程を休学したとき。

(2) 看護師養成施設の課程において停学の処分を受けたとき。

(3) 奨学金の貸付けの休止を申し出たとき。

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付けを停止するものとする。

(1) 死亡したとき。

- (2) 看護師養成施設の課程を退学したとき。
- (3) 転学したとき、又は除籍となったとき。
- (4) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 学業成績等が不良と認められるとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (7) 心身の故障のため、看護師養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還)

第12条 奨学生は、看護師養成施設を卒業したとき、又は前条第2項の規定により奨学金の貸付けを停止されたときは、奨学金の額に、貸付けを受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した利息を加えた額を市長の定める日（次項において「償還期日」という。）までに一括して償還しなければならない。

2 奨学生は、奨学金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額に秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年秩父市条例第71号）の規定による延滞金の額の計算の例により計算した延滞利息を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、奨学金の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 常勤の職員として市立病院等において看護師業務に従事しているとき。
- (2) 第11条第2項第4号の規定により奨学金の貸付けを停止された後も引き続き看護師養成施設に在学しているとき。
- (3) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の償還及び利息の支払が困難であると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、奨学生が看護師養成施設を卒業した時点で看護師の免許を取得するための試験に合格していない場合において、看護師養

成施設を卒業した日の属する年度の翌年度に実施される試験を受けようとするときは、当該翌年度の末日までの期間において奨学金の償還及び利息の支払を猶予することができる。

(償還の免除)

第14条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

(1) 常勤の職員として市立病院等において看護師業務に従事した期間（以下「勤務期間」という。）が奨学金の貸付けを受けていた期間（第11条第1項に規定する貸付けの休止期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間に達したとき。ただし、当該勤務期間中に1年（奨学金の貸付けを受けていた期間の2倍に相当する期間が1年に満たないときは、その期間）以上継続して市内に住所を有していた場合に限る。

(2) 勤務期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、奨学生が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金を償還することができなくなったときは、奨学金の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立病院及び秩父市大滝国民健康保険診療所の看護師を確保するため、看護学生に対する奨学金の貸付けについて、必要事項を規定したいため。

議案第110号

秩父市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策（以下「森林の整備及びその促進に関する施策」という。）に要する費用の財源に充てるため、秩父市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

国から譲与される森林環境譲与税等を、将来の森林整備等の財源として積み立てるため、基金の設置及び管理等を規定したいため。

余 白

議案第111号

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ728,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,375,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年11月26日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		90,106	18,962	109,068
	1 地方特例交付金	40,000	18,962	58,962
15 国庫支出金		3,581,216	79,610	3,660,826
	1 国庫負担金	2,847,659	43,000	2,890,659
	2 国庫補助金	723,147	36,610	759,757
16 県支出金		1,864,082	24,008	1,888,090
	1 県負担金	1,006,196	21,500	1,027,696
	2 県補助金	521,206	2,508	523,714
21 諸収入		369,190	25,664	394,854
	4 受託事業収入	70,359	1,950	72,309
	5 雑入	209,585	23,714	233,299
22 市債		2,585,490	580,000	3,165,490
	1 市債	2,585,490	580,000	3,165,490
歳入合計		30,647,294	728,244	31,375,538

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		220,787	852	221,639
	1 議会費	220,787	852	221,639
2 総務費		3,453,323	15,890	3,469,213
	1 総務管理費	2,774,185	1,756	2,775,941
	2 徴 税 費	347,941	2,624	350,565
	3 戸籍住民基本台帳 費	148,707	11,660	160,367
	4 選 挙 費	155,422	290	155,712
	6 監査委員費	19,738	440	19,298
3 民生費		10,653,232	29,532	10,682,764
	1 社会福祉費	5,045,647	46,764	5,092,411
	2 児童福祉費	4,437,670	18,212	4,419,458
	3 生活保護費	1,151,368	400	1,151,768
	4 国民年金費	16,751	580	17,331
4 衛生費		2,602,726	4,995	2,597,731
	1 保健衛生費	862,823	761	863,584
	3 清 掃 費	588,362	5,756	582,606
6 農林水産業費		680,988	5,718	675,270
	1 農 業 費	393,222	5,373	387,849
	2 林 業 費	287,766	345	287,421
7 商工費		627,847	595,343	1,223,190
	1 商工費	627,847	595,343	1,223,190
8 土木費		3,099,400	40,385	3,139,785
	1 土木管理費	215,184	2,186	217,370
	2 道路橋りょう費	1,483,120	6,271	1,476,849
	4 都市計画費	1,176,486	36,990	1,213,476
	5 住 宅 費	138,924	7,480	146,404
9 消防費		1,234,208	3,000	1,237,208
	1 消 防 費	1,234,208	3,000	1,237,208
10 教育費		2,606,318	17,311	2,589,007
	1 教育総務費	448,914	293	449,207
	2 小学校費	459,310	1,901	461,211
	3 中学校費	593,669	3,774	597,443
	4 幼稚園費	118,676	5,920	112,756
	5 社会教育費	521,997	16,411	505,586
	6 保健体育費	463,752	948	462,804
14 予備費		118,348	71,266	189,614

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	118,348	71,266	189,614
歳出	合計	30,647,294	728,244	31,375,538

余 白

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス(吉祥苑))	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市勤労者福祉センター)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市吉田龍勢会館)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市みどりの村関連施設)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市城峯山ふれあいの森)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市吉田元気村)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (ちちぶ銘仙館)	令和2年度から 令和6年度まで
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金 (令和元年度交付決定者分)	令和2年度から 令和5年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市バイシクルモトクロス場)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父ミュージアムパークスポーツの森プール)	令和2年度から 令和6年度まで
秩父ミュージアムパークスポーツの森プール改修工事	令和2年度
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市立浦山歴史民俗資料館)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市文化体育センター)	令和2年度から 令和6年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市温水プール)	令和2年度から 令和6年度まで
学校給食調理・洗浄業務委託料 (秩父市立秩父第一中学校共同調理場)	令和2年度から 令和4年度まで
学校給食調理・洗浄業務委託料 (秩父市立秩父第一小学校共同調理場・原谷小学校共同調理場)	令和2年度から 令和4年度まで
学校給食調理・洗浄業務委託料 (秩父市立荒川共同調理場・北部共同調理場)	令和2年度から 令和4年度まで

(単位：千円)

限 度 額
111,500
46,160
19,155
3,060
8,210
35,230
27,360
5,662
14,900
99,000
45,000
23,020
303,645
231,905
109,626
156,057
172,590

第 3 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
12 ふるさと融資事業費	—	—	—	—

(単位：千円)

補 正 後			
限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
580,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは低利に借 換えすることができる。

議案第 1 1 2 号

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 331,461 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,839,329 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,638,795	326,961	4,965,756
	1 県負担金・補助金	4,638,794	326,961	4,965,755
5 繰入金		617,082	1,255	618,337
	1 他会計繰入金	617,082	1,255	618,337
8 国庫支出金		0	3,245	3,245
	1 国庫補助金	0	3,245	3,245
歳入合計		6,507,868	331,461	6,839,329

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		100,151	5,500	105,651
	1 総務管理費	95,984	5,500	101,484
2 保険給付費		4,572,062	325,961	4,898,023
	1 療養諸費	3,934,967	320,989	4,255,956
	2 高額療養費	609,034	4,972	614,006
7 諸支出金		32,253	29,421	61,674
	1 償還金及還付加算金	7,100	29,421	36,521
8 予備費		98,031	29,421	68,610
	1 予備費	98,031	29,421	68,610
歳 出 合 計		6,507,868	331,461	6,839,329

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		75,975	2,433	78,408
	1 施設管理費	75,522	2,433	77,955
4 予備費		10,941	2,433	8,508
	1 予備費	10,941	2,433	8,508
歳 出 合 計		124,227	0	124,227

議案第 1 1 3 号

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,623 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,781,684 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,510,695	694	1,511,389
	2 国庫補助金	481,020	694	481,714
4 県支出金		916,277	347	916,624
	2 県補助金	45,306	347	45,653
6 繰入金		1,141,072	2,664	1,138,408
	1 一般会計繰入金	991,072	2,664	988,408
歳入	合計	6,783,307	1,623	6,781,684

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		183,009	3,011	179,998
	1 総務管理費	120,468	3,011	117,457
3 地域支援事業費		340,470	1,804	342,274
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	46,428	1,804	48,232
6 予備費		43,181	416	42,765
	1 予備費	43,181	416	42,765
歳 出	合 計	6,783,307	1,623	6,781,684

議案第 1 1 4 号

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		135,167	1,030	136,197
	1 総務費	135,167	1,030	136,197
3 予備費		17,002	1,030	15,972
	1 予備費	17,002	1,030	15,972
歳出合計		205,066	0	205,066

議案第 1 1 5 号

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		16,449	1,137	17,586
	1 総務管理費	16,449	1,137	17,586
5 予備費		15,595	1,137	14,458
	1 予備費	15,595	1,137	14,458
歳出合計		218,183	0	218,183

議案第116号

令和元年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和元年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,219,196 千円	△64,772 千円	3,154,424 千円
第1項 医業費用	3,169,293 千円	△64,772 千円	3,104,521 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,880,327 千円	△64,772 千円	1,815,555 千円

令和元年11月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第117号

令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和元年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用	1,054,134 千円	3,239 千円	1,057,373 千円
第1項 営業費用	952,773 千円	3,239 千円	956,012 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 339,856千円」を「不足する額 339,278千円」に、「引継金 157,169千円、当年度分損益勘定留保資金 182,687千円」を「引継金 220,546千円、当年度分損益勘定留保資金 118,732千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	691,426 千円	△578 千円	690,848 千円
第1項 建設改良費	289,041 千円	△578 千円	288,463 千円

第4条 予算第4条の2中「49,722千円」を「49,149千円」に、「23,424千円」を「19,622千円」に改める。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	116,908 千円	2,661 千円	119,569 千円

令和元年11月26日提出

秩父市長 久喜邦康